

諏訪地区のまちづくりに係るスケジュールについて

1. これまでの経過

諏訪地区は、隣接する秦野市西大竹地区と合わせ第7回線引き見直しにおいて『新規産業拠点の形成を図る』地区として、平成28年11月1日に神奈川県により『一般保留区域』として告示され、以降、秦野市とともに計画的な市街地整備と併せて都市計画の検討を進めてきました。

その後、関係機関との協議を実施するとともに、神奈川県都市計画課との調整を行ったうえで、令和4年7月に町から区域区分の変更に係る案の申出を神奈川県に対して行うとともに神奈川県において素案が作成され、町では用途地域の変更、地区計画の決定、下水道の変更に係る素案の作成を行いました。

作成した素案について町民からの意見の公述を求めるため閲覧に供しましたが、公述の申出はありませんでした。

これを受け、素案をもとに県、町の原案が確定し、令和4年12月には原案への町民からの意見を求めるため法定縦覧が実施されました。

2. 今後のスケジュール

令和5年1月26日に秦野市都市計画審議会の開催が予定されており、隣接する秦野市西大竹地区に係る用途地域の変更、地区計画の決定の審議が行われます。また、令和5年2月3日に第241回神奈川県都市計画審議会の開催が予定されており、その場において、大井都市計画区域区分の変更及び秦野都市計画区域区分の変更の審議が行われます。

神奈川県都市計画審議会において、区域区分の変更に異存ない旨の答申があった後、神奈川県が国土交通大臣との協議を行い、令和5年3月中に協議結果の回答が得られる見込みです。この回答を受け、神奈川県が決定内容について告示を行うのと併せて、市町決定の都市計画についても告示を行います。

なお、この告示を行った後、第8回線引き見直しのスケジュールと併せて、用途地域及び地区計画の変更を行う予定です。

